

高齢者福祉施設等の管理者 各位

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 岸田正寿

(公 印 省 略)

抗原簡易キットの配布について（通知）

この度、施設従事者向けの抗原簡易キットを、希望する施設に配布することとしました。

配布を希望する施設は、下記事項を確認の上、各福祉事務所（戸田市及び蕨市にある施設にあつては県の高齢者福祉課）に来所し、お受け取りください。

なお、今回配布するキットは、発熱、せき及び喉の痛み等の症状がある体調不良者を使用対象とするものであり、無症状者を対象としたものではありません。

記

1 配布対象施設

- (1) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院
- (2) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅並びに障害者支援施設などのうち、配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができる体制にある施設

2 検査対象者

体調不良を訴える施設従事者

- ・ 体調の悪い者は出勤させず、自宅療養させるとともに、必要に応じて医療機関を受診させることを原則としてください。
- ・ 出勤後に症状が出た者に対して本キットを使用してください。
- ・ 当該キットは、公的医療保険の診療に用いることはできません。

### 3 検体採取方法

(1) 鼻咽頭検体（鼻腔孔から 10 cm 程度奥を拭う。）

- ・ 医師又は医師の指示を受けた保健師、助産師、看護師、准看護師又は臨床検査技師が採取でなければ採取できません。

(2) 鼻腔検体（鼻腔孔から 2 cm 程度奥を拭う。検出感度はやや低い。）

- ・ 医療従事者又はあらかじめ web 教材（※）で学習している職員の管理下で自己採取する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

### 4 検査後の対応

(1) 「陽性」だった場合

- ・ 陽性判明者は出勤停止とし、速やかに医師の診察を受けさせてください。
- ・ 本キットの検査結果等により、検査対象者を新型コロナウイルス感染症患者と診断した医師は、直ちに最寄りの保健所に届け出てください（ただし、当該キットは、公的医療保険の診療に用いることはできません）。

(2) 「陰性」だった場合

- ・ 偽陰性の可能性もあることから、医師が常駐しない施設で検査を実施した場合にあっては、当該検査対象者に医療機関受診を促してください。
- ・ 症状が快癒するまで自宅待機させるなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてください。

### 5 使用期限経過後のキットの廃棄方法

- ・ 各製品の廃棄上の注意を参照し、廃棄物の回収事業者を確認してください。
- ・ 保管や廃棄に要する経費は各自で負担してください。

### 6 配布場所

- ・ 各施設を所管する県福祉事務所の介護保険・施設整備担当
- ・ 認知症グループホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅にあっては、所在する地域を担当する県福祉事務所。以下 URL 参照。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/shinsei-madoguchi.html>

### 7 配布個数

- ・ 1 施設当たり 10 回分

担当 施設・事業者指導担当  
電話 048-830-3247